

福岡県公報

平成23年5月9日
第3251号

目次

告示(第811号-第820号)

- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 土地改良区の清算人の就任 (農村整備課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5

公告

- 第37期福岡県労働委員会の補欠の使用者委員候補者の推薦 (労働政策課) …………… 5
- 一般競争入札の実施 (青少年課) …………… 6
- 落札者等の公示 (システム管理課) …………… 8
- 建設業の営業の一部停止 (建設指導課) …………… 9
- 建設業の営業の一部停止 (建設指導課) …………… 9

選挙管理委員会

- 政治団体の平成21年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) …………… 10
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) …………… 10

- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (市町村支援課) …………… 11
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 11

告示

福岡県告示第811号

東下土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
吉村 諭吉	築上郡上毛町大字東上3298番地
鳥 宜章	〃 〃 大字土佐井1164番地
内尾 文清	〃 〃 大字東下119番地
佐矢野 守	〃 〃 大字東上3547番地
大竹 伸彦	〃 〃 大字西友枝1893番地1
山上 信彦	〃 〃 大字東下642番地
小川 一昭	〃 〃 大字土佐井240番地1
原岡 瑞泉	〃 〃 大字西友枝1804番地
大山 晃	〃 〃 大字東下1569番地1
皆尺寺 政人	〃 〃 大字東上2795番地1

2 退任監事

氏名	住所
友口 一二	築上郡上毛町大字東下1485番地

大島速邑	〃 〃 大字東上1945番地
------	----------------

3 就任理事

氏名	住所
吉村論吉	築上郡上毛町大字東上3298番地
島宜章	〃 〃 大字土佐井1164番地
内尾文清	〃 〃 大字東下119番地
佐矢野守	〃 〃 大字東上3547番地
大竹伸彦	〃 〃 大字西友枝1893番地1
山上信彦	〃 〃 大字東下642番地
小川一昭	〃 〃 大字土佐井240番地1
原岡瑞泉	〃 〃 大字西友枝1804番地
大山晃	〃 〃 大字東下1569番地1
皆尺寺政人	〃 〃 大字東上2795番地1

4 就任監事

氏名	住所
友口一二	築上郡上毛町大字東下1485番地
大島速邑	〃 〃 大字東上1945番地

福岡県告示第812号

垂水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
北代弘美	築上郡上毛町大字垂水332番地

2 就任理事

氏名	住所
向本忠久	築上郡上毛町大字垂水1653番地3

福岡県告示第813号

上城井土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
遠藤爲義	築上郡築上町大字本庄2228番地3
中野忠憲	〃 〃 〃 1866番地2
一木節彦	〃 〃 〃 1239番地1
大野弘文	〃 〃 〃 1684番地1
永尾信明	〃 〃 〃 1692番地
田中幸巳	〃 〃 〃 118番地3
小野悟	〃 〃 〃 2047番地1
毛谷勇	〃 〃 〃 2225番地
古寺吉延	〃 〃 大字櫛原530番地
榎本實男	〃 〃 〃 960番地2
室谷幸男	〃 〃 〃 428番地1
深瀬正生	〃 〃 〃 1252番地1

2 退任監事

氏名	住所
一木一夫	築上郡築上町大字本庄1825番地
小野俊明	〃 〃 〃 2048番地1

中嶋澄廣	〃 〃 大字樺原857番地
------	---------------

3 就任理事

氏名	住所
中嶋陸夫	築上郡築上町大字樺原640番地1
中野龍一	〃 〃 大字本庄1270番地1
永尾信明	〃 〃 〃 1692番地
奥野豊	〃 〃 〃 1802番地
清水道信	〃 〃 〃 1648番地1
田中幸巳	〃 〃 〃 118番地3
遠藤弘人	〃 〃 〃 2061番地1
秋永春生	〃 〃 〃 333番地2
小野美壽雄	〃 〃 〃 2049番地
室谷幸男	〃 〃 大字樺原428番地1
要正忠	〃 〃 〃 1342番地
塚本利勝	〃 〃 〃 557番地1

4 就任監事

氏名	住所
前川長年	築上郡築上町大字本庄1851番地1
中嶋澄廣	〃 〃 大字樺原857番地
進章人	〃 〃 大字本庄2097番地4

福岡県告示第814号

椎田小川池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住所
原明嗣	築上郡築上町大字東八田594番地1

2 就任監事

氏名	住所
家令洋右	築上郡築上町大字東八田388番地

福岡県告示第815号

合河西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
諫山良樹	豊前市大字下河内961番地1
小谷明文	〃 大字天和113番地
吉田大助	〃 大字下河内260番地
永末見二	〃 大字下河内1605番地
初山勝	〃 大字山内331番地
枇杷田耕作	〃 大字下河内1515番地
古野正巳	〃 〃 491番地
松本亘弘	豊前市大字下河内2192番地
田伸武	〃 大字天和151番地
萱野多賀子	〃 大字下河内1513番地1

2 退任監事

氏名	住所
----	----

中嶋正俊	豊前市大字千束246番地
吉高捷	〃 大字下河内1997番地1

3 就任理事

氏名	住所
諫山良樹	豊前市大字下河内961番地1
尾知秀信	〃 大字天和172番地
吉田大助	〃 大字下河内260番地
永末見二	〃 〃 1605番地
初山勝	〃 大字山内331番地
枇杷田耕作	〃 大字下河内1515番地
古野正巳	〃 〃 491番地
松本亘弘	〃 〃 2192番地
田仲武	〃 大字天和151番地
丸岡俊英	〃 大字下河内1493番地1

4 就任監事

氏名	住所
中嶋正俊	豊前市大字千束246番地
吉高捷	〃 大字下河内1997番地1

福岡県告示第816号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市白糸字地獄480の3、480の25

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第817号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字諸田199-6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区東新橋1丁目5番2号

アゼリア特定目的会社

取締役 内山 隆太郎

福岡県告示第818号

解散した清算法人福岡市麦野土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
城戸 肇	福岡市博多区麦野5丁目8番20号
米倉 薫	〃 〃 〃 5丁目11番23号
藤 勝 剛	〃 〃 〃 6丁目24番14号
藤 善 行	〃 〃 南八幡町2丁目7番7号
中牟田 重 隆	〃 〃 板付7丁目9番22号

福岡県告示第819号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年4月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人オープンガーデン北九州
 - 代表者の氏名
平井 征喜
 - 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区高坊2丁目9番1号
 - 定款に記載された目的

この法人は、花と緑の豊かな、環境に配慮した住みやすいまちづくりのための情報交換、研究、仲間づくり、交流を図り、花と緑の植栽活動を通して市民のための、健全な地域社会づくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第820号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年3月31日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人ワークinならや わくワーク館
 - 代表者の氏名
横溝 千衣
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区神屋町4番16号
 - 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

第37期福岡県労働委員会の補欠の使用者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、使用者団体に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 推薦資格を有する使用者団体

使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

- (1) 推薦書 2部
- (2) 使用者委員候補者調書 2部
- (3) 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
- (4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- (1) 平成23年5月9日（月）から5月16日（月）まで
- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812—8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

アンビシャス通信制作・発行業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
アンビシャス通信制作・発行業務委託

(2) 契約内容及び特質

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年5月24日（火）現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「03」（印刷）、中分類「02」活版印刷又は大分類「13」サービス業種その他、中文類「06」広告宣伝に登録されている者で、等級「AA」に格付されているもの
- (2) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者
- (3) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
- (4) (3)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、カラー刷（表紙のみカラーでも可）による広報紙等の定期刊行物の制作とする。

イ 同程度の基準は、アの定期刊行物を継続して（1年間に2回以上）制作したことがあることとする。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県新社会推進部青少年課青少年アンビシャス運動推進室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3615 (ダイヤルイン)
F A X 092-643-3389
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
平成23年5月11日(水)から平成23年5月17日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。
- 7 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期限
平成23年5月11日(水)から平成23年5月18日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (4) 提出方法
直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。
- 8 入札参加の確認結果の通知
7の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成23年5月24日(火) 午後4時00分

- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県庁 北棟6階 新社会推進部会議室
- (2) 日時
平成23年5月25日(水) 午前10時00分
- 12 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において、落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量

サーバ等設置に係る賃貸借

標準ラック初期導入ラック数 5ラック

標準ラック年間使用ラック数 438ラック

高負荷ラック初期導入ラック数 2ラック

高負荷ラック年間使用ラック数 42ラック

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

標準ラック初期導入経費 1ラック当たり 105,000円

標準ラック月額賃借料 1ラック当たり 144,900円

高負荷ラック初期導入経費 1ラック当たり 315,000円

高負荷ラック月額賃借料 1ラック当たり 333,900円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年4月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
松和建设株式会社	福岡県福岡市東区土井4-28-3	只松 保右	平成22年8月18日 福岡県知事許可（般-22） 第12209号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年5月9日から平成23年5月15日までの7日間

4 処分の原因となった事実

松和建设株式会社は、株式会社今任産建が特定建設業の許可を受けていないことを知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年5月9日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年4月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社今任産建	福岡県糟屋郡久山町大字久原3501	今任 昌彦	平成23年4月3日 福岡県知事許可（般-23） 第73396号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金

でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成23年5月9日から平成23年5月15日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社今任産建は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、福岡県北九州・筑豊地区税理士政治連盟の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨(平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号)の一部を、次のとおり改める。

平成23年5月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

平成21年分収支報告書の要旨中、福岡県北九州・筑豊地区税理士政治連盟の項を次のとおり改める。

568 福岡県北九州・筑豊地区税理士政治連盟

報告年月日	22.01.20
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,052,582円
ア 前年繰越額	452,561円
イ 本年收入額	600,021円
(2) 支出総額	770,000円
(3) 翌年への繰越額	282,582円
2 収入・支出の内訳	

(1) 収入の内訳

イ 寄附	600,000円
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)(内訳別掲)	600,000円
c 政治団体からの寄附	600,000円
カ その他の収入	21円
一件十万円未満のもの	21円
合計	600,021円

[寄附の内訳]

c 政治団体からの寄附	(金額)	(事務所の所在地)
(寄附者の名称)		
九州北部税理士政治連盟	600,000円	福岡市博多区
小計	600,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	70,000円
(エ) 事務所費	70,000円
イ 政治活動費	700,000円
(ア) 組織活動費	100,000円
(オ) 寄附・交付金	600,000円
合計	770,000円

福岡県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成23年4月18日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年5月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,238

福岡県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成23年4月18日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年5月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

751,978

福岡県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成23年4月18日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年5月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,960
北九州市小倉北区	49,782
北九州市小倉南区	57,828
北九州市若松区	23,635
北九州市八幡東区	20,412
北九州市八幡西区	69,978
北九州市戸畑区	17,060

福岡市東区	75,020
福岡市博多区	55,342
福岡市中央区	46,880
福岡市南区	66,293
福岡市城南区	32,915
福岡市早良区	55,866
福岡市西区	50,248
大牟田市	35,018
久留米市	81,266
直方市	16,158
飯塚市・嘉穂郡	40,047
田川市	13,962
柳川市	19,689
八女市	11,288
筑後市	12,975
大川市・三潞郡	14,348
行橋市	19,591
中間市	12,659
小郡市・三井郡	19,678
筑紫野市	26,769
春日市	28,379
大野城市	25,075
宗像市	25,874
太宰府市	18,832
古賀市	15,511

福津市	15,463
うきは市	8,847
宮若市・鞍手郡	15,911
嘉麻市	12,224
朝倉市・朝倉郡	24,550
みやま市	11,638
前原市・糸島郡	26,964
筑紫郡	12,844
糟屋郡	56,618
遠賀郡	26,722
八女郡	13,283
田川郡	24,199
京都郡	15,597
築上郡・豊前市	17,439